

議案第 31 号

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 26 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例
甲府市国民健康保険条例（昭和 34 年 3 月条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 28 条中「医療費支払いの円滑化と」を削る。

第 29 条第 1 項を次のように改める。

各会計年度において、国民健康保険事業特別会計歳入歳出に決算剰余金を生じたときは、当該剰余金のうち 2 分の 1 を下らない額を基金として積み立てるものとする。

第 29 条第 2 項中「、基金の積立限度額の範囲内で」を削る。

第 33 条第 1 号を次のように改める。

- (1) 法第 75 条の 7 第 2 項の規定による国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の不足等、国民健康保険事業の財源に不足を生じたとき。

附 則

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の甲府市国民健康保険条例の規定は、令和 2 年度以後の会計年度に係る基金の積立てについて適用し、令和元年度までの会計年度に係る基金の積立てについては、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険事業の都道府県単位化に鑑み、国民健康保険事業財政調整基金に係る所要の改正を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。